

埼玉県〇〇〇保健所長 様

申請者 氏名 埼玉 太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 埼玉県〇〇市〇〇123-4  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

## 記

1	事業所の名称	ペットショップ〇〇			
2	事業所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇123-4			
3	登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
4	登録番号	〇〇-〇〇〇〇			
5	(1)所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇123-4			
	(2)構造及び規模	①建築構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造/ <input type="checkbox"/> 木造モルタル造/ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造/ <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		②延床面積	35	m <sup>2</sup>	
		③敷地面積	70	m <sup>2</sup>	
		④材質	床面	タイル張り	
			壁面	壁紙	
	⑤設備の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ケージ等 ( 19 個) <input checked="" type="checkbox"/> 照明設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 消毒設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input checked="" type="checkbox"/> 餌の保管設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 清掃設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備/ <input checked="" type="checkbox"/> 遮光等の設備/ <input type="checkbox"/> 訓練場			
(3)管理の方法	ケージの材質：合成樹脂及びステンレス、ガラス 構造：おり式 転倒防止措置：各ケージは床又は壁面に固定				
6	権原の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
7	飼養保管開始年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日			
8	添付書類等	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/ <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input checked="" type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。) / <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
9	備考	事務担当者氏名：埼玉 彩子 電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇			

1 坪 = 3.3 m<sup>2</sup>  
1 畳 = 0.5 坪

## 備考

- 「5(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

- 5 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。